

英法における Cy-Près 原則について

中野正俊

この度の研究報告は、かつて L. A. Sheridan と V. T. H. Delany 両博士による「The Cy-près Doctrine」なる単行本⁽¹⁾を中心としながらわたくしなりにまとめたものを、「英法における Cy-Près Doctrine (所謂可及的近似解釈の原則) について」⁽²⁾ と題して、「信託」104号に掲載して頂いた論文の内容とほとんど変わるところはない。その点、御諒承頂きたい。

(1) L. A. Sheridan and V. T. H. Delany, The CY-PRES DOCTRINE, 1959.

(2) 拙稿「英法における Cy-Près Doctrine (所謂可及的近似解釈の原則) について」信託104号87頁以下(1975年10月)

目次

序説

- 1 Cy-Près 原則の歴史的変遷
- 2 Cy-Près 原則の基本的構造
- 3 「一般的な公益上の意図」の原則
- 4 信託目的の実行不可能性
- 5 余剰公益基金に対する「Cy-Près 原則」の適用

結語

附記

序説

英法における Cy-Près 原則は、公益信託とくに遺言による公益を目的とした信託において、いわゆる遺言解釈の法則として、その重要な存在価値を發揮するものである。けだし、遺言による公益を目的とした信託においては、信託の設定者である遺言者 (testator) (以下遺贈者 donor を含めた意味) の指示し

た信託目的を執行することが不可能、不適切、もしくは、違法である場合、上記のような理由に基づいて、この信託関係を無効にすべきか否か、あるいは、遺言者の指示した信託設定当初の目的とは多少相異なるが、類似する他の公益目的を実現するために、その信託関係を存続せしめるべきか否か、ということが問題となるからである⁽¹⁾。このような場合、一定の公益目的を実現するために付与された遺贈財産（信託財産）を存続せしめる法理を、英法上 Cy-Près Doctrine と呼んでいる⁽²⁾。

私益信託とくに遺言による私益を目的としたいわゆる遺言信託においては、この信託の設定者である遺言者の指示した信託目的を執行することが不可能、不適切、もしくは違法などの理由で無効となる場合、当該信託財産は、この信託の設定者である遺言者の相続人または受益者のために復帰する⁽³⁾。このような場合には、いわゆる復帰信託（Resulting Trust）となるのである⁽⁴⁾。ただし、私益信託においては、その信託関係が上記のような理由で無効になっても、受託者をして信託の実行を強制せしめ得る相続人または受益者が現存し、特定しているからである。それゆえ、私益信託においては、Cy-Près 原則を適用し得るか否かということはまったく問題とならないのである。

これに対して、遺言による公益を目的とした信託においては、遺言者の指示した信託目的を執行することが不可能、不適切、もしくは、違法である場合、当該信託関係を直ちに無効としないで、信託設定当初の目的に類似する他の公益目的を実現するために、Cy-Près 原則を適用することができる⁽⁵⁾。ただし、公益信託においては、受託者をして信託の実行を強制せしめ得る受益者が現存せず、かつまた、特定していないからである。このようにして、一定の信託を認める方が設定者の意思にも社会の要求にも合するのである⁽⁶⁾。

Cy-Près 原則は、遺言による公益を目的とした信託において、遺言者が寄贈した動産または不動産などの遺贈財産を、如何なる理由によっても無効にすることなく、世代から世代への公益利益（public benefit）として、ながく存続せしめるために、発生し、発展した原則である⁽⁷⁾、といえるだろう。公益信託制度の性質上、いったん有効に設立された個々の公益信託は、遺言者の指示した

信託目的を実行することが不可能、不適切、もしくは、違法などの理由に基づいて、その信託を容易に無効にすることができるならば、それを無効にしたことによる社会的・経済的な影響はきわめて大なるものがある。したがって、Cy-Près 原則は、遺言による公益を目的とした信託において、いわゆる遺言解釈の法則として、公益信託制度上の趣旨を遂行するために、かつまた、公益信託の健全な運用をなすために、不可欠なる法理であることはいうまでもないのである。

ところで、わが国においては、一定の財産を寄付して社会公共の利益をはかるための法制度として、公益信託の制度と並んで、民法に規定する財団法人の制度があることは周知のとおりである。わが国においては、英法上の公益信託の制度はまったく利用されずに、大陸法上の財団法人の制度が頻繁に利用されてきた。ところが最近に至って、わが国でははじめて⁽⁸⁾、公益信託が設定されるようになったのである⁽⁹⁾。このように公益信託の誕生をみるに至ったことは、学界にとっても、また、実務界にとっても、非常に喜ばしいことである。実はわが国においても、大正11年に信託法を制定した際に、公益信託は、実体法上、存在していたのである。それにもかかわらず、今日に至るまで、この制度の実際的な利用が遅れた原因については、種々のことが考え得るのであるが⁽¹⁰⁾、一方で、大陸法において発達した財団法人制度の必要以上の普及が英法において発達した公益信託制度の利用に対する現実的な必要性を遅らせ⁽¹¹⁾、他方で、わが国においては、国民主体による「信託法理」は未だ培かれておらず、英米法国にみられるような信託法理自体に親しみを有していないために、公益信託はいうまでもなく、信託の一般観念すらも、未だ広く普及されていないことなどに、その主たる原因があるのである。しかしながら、財団法人の誤用・濫用・悪用による制度上の欠陥をみるに至り、財団法人制度は、とくに、昭和47年頃から⁽¹²⁾、重要な社会問題とされてきた。このようなとき、財団法人と同様な目的を実現する公益信託の制度を、いま一度時代に即して、比較検討すべき必要性を痛感するのである。

上記のような理由から、公益信託の管理・運用にあたり、それと密接不可分

の関係にある Cy-Près 原則が英法上いかに理解されているかを概観し、その上に立って、わが信託法 70 条⁽¹³⁾、73 条⁽¹⁴⁾の解釈をめぐる重要な示唆を見出そうとするものである。そして、民法72条2項⁽¹⁵⁾についても、やはり、Cy-Près 原則の問題として捉えることができる。したがって、この点についても、Cy-Près 原則の考察から、示唆を受ける点が少なくないであろう。

- (1) R. H. Maudsley and E. H. Burn, *Trusts and Trustees*, (1972), p. 368.
- (2) 伊藤正己編・英米法概論(1) (新法律学演習講座) 152頁。
- (3) P. H. Pettit, *Equity and the Law of Trusts*, (1970), p. 199.
- (4) 復帰信託の内容に関しては、戸塚登「復帰信託 (Resulting Trust)」復刊信託第43号15頁以下に詳しい。
- (5) *Re Abbott Fund Trusts*, (1900), 2 Ch. 326; *Cf. Re Andrew Trusts* (1905), 2 Ch. 48, 52.
- (6) 四宮和夫「信託法」(法律学全集32巻) 69頁。
- (7) G. W. Keeton, *Modern Development in the Law of Trusts*, (1971), p. 303.
- (8) わが国の公益信託は、昭和52年5月21日、その第1号として、「今井記念海外協力基金」をもって創始とする。当該信託は、開発途上国の災害援助、教育および医療の補助等を目的とするものである。
- (9) 「今井記念海外協力基金」に関する設定契約等の詳細については、藤野忠彦「公益信託第1号の誕生について」金融法務事情929号15頁以下を参照されたい。
- (10) 田中實・松本崇「公益信託について」信託法研究第1号51頁以下を参照されたい。
- (11) 同旨、大阪谷公雄「信託」総合判例研究叢書民法(2) 98頁。
- (12) 読売新聞昭和47年5月1日14版。
- (13) 呉文炳・信託経済論 799頁、三淵忠彦・信託法及信託業法 (法学全集第24巻) 129頁、入江真太郎・信託法原論124, 399—400頁、斎藤寿郎「英法に於ける公信託 (Public Trust) に付いて (下・完)」法学研究第13巻第2号152頁。
- (14) 四宮和夫・前掲書169頁、呉文炳・前掲書799頁、三淵忠彦・前掲書129頁、入江真太郎・前掲書124, 399—400頁、斎藤寿郎「前掲論文」法学研究第13巻第

2号152頁。

(15) 青木徹二・信託法論（第二版）350頁。

1 Cy-Près 原則の歴史的変遷

Cy-Près 原則の起源については、数多くの学者によって研究されてきたにもかかわらず、まったく明らかにされていない⁽¹⁾。しかし、当然のことながら、ある時突然に出現したのではなく、遺言事項に関する裁判管轄権を専属掌握していた教会裁判所および大法官裁判所の歴史的な発展の過程、古代から中世期における公益的遺贈に関する慣行、そして、公益信託制度の沿革とに密接不可分の関係を有し、その起源には長い歴史的な発展過程のあることはいうまでもない。したがって、この間の法律関係を明確にすることは、Cy-Près 原則の淵源を導き出す糸口になり得る、と思われる。

ところで、Cy-Près 原則は、17世紀のはじめに、衡平法裁判所の裁判官が、「詭弁と熟慮」とによって確立した⁽²⁾、といわれている。しかしながら、この原則の由来に関しては、従前、学説上激しく論争されたのであるが、現今英国の法学者間においても、統一した見解をみることができないのである。すなわち、Cy-Près 原則の淵源として、ローマ法に発するのか、フランス法に発するのか、あるいは、イギリス法に発するのか、全く明らかにされていないのである。このように、公益信託制度と原則との相関関係についての問題解明を一層複雑・困難にしているのは、ある公益目的のために付与された遺贈財産を管理・運用すべき Cy-Près 原則的な法理を体系づけたのはローマ法を継受したといわれる英国の教会裁判所であり⁽³⁾、Cy-Près という用語はフランス語であり⁽⁴⁾、しかも、公益信託制度はイギリス法固有の制度である⁽⁵⁾、と解されているからである。

それにもかかわらず、西暦3世紀頃、当時のローマ法学者達は、すでに、Cy-Près 原則的な法理の存在を認識していた、ともいわれている。たとえば、ローマの法学者の一人モデスチヌス (Modestinus) の説明によれば、「遺言

者が年一回ある game (競争) を挙げるための基金として市 (city) に対して金銭を遺贈した場合、当該 game の挙行が派手な行事として無効とされたならば、当該 game の挙行を意図した遺言者の意図は原始的に失効する。しかし、たとえ遺言者の最終の意思が無効とされたとしても、当該遺贈基金は、遺言者が最後に予定していたところの相続人に帰属すべきではない⁽⁶⁾、とべている。しかしながら、これをもって、当時すでに、ローマの法学者達が Cy-Près 原則的な法理を認識していたとは推測にすぎず、直ちに、ローマ法に由来するものであると断定することもできないのである。

英国裁判史上 Cy-Près 原則が適用された最初の具体的ケースは、確認し得るかぎり、1584年の William Frenche and other inhabitants of Laysloft in Suffolk v. Tetter 事件⁽⁷⁾である⁽⁸⁾。この事件は、公益信託の設定者である遺言者の相続人(封土譲受人)が、Charity に付与された遺贈基金に加えて、後発的に生じたいわゆる余剰収益金の返還を請求したものである。Bromley 大法官は、封土譲受人(feoffees)の主張を斥け、「遺言者の意図は、遺言文言を実現させるために、すべての財産を付与することであった」と判示した。すなわち、当該余剰収益金には Cy-Près 原則を適用したのである。

その後、裁判所は、遺言者の指示した意図(いわゆる「一般的な公益上の意図」)を明示しているか否かを何ら深く探究することなしに、きわめて広い範囲に亘って、原則を適用してきた。しかし、18世紀末期に至り、Sir Richard Pepper Arden 記録長官と Scott John Eldon 大法官は、Cy-Près 原則の適用に際し、遺言者の意図は何ら問題にしないという、従来の古い法則を改正し、遺言者が「一般的な公益上の意図」(general charitable intention)を明示している場合にかぎり、Cy-Près 原則を適用し得る、という法則を確立した⁽⁹⁾。この法則は、後にも触れるように、従前から学説上有力なる反対意見が主張されているにもかかわらず⁽¹⁰⁾、現今、裁判所において、断固として採られているのである⁽¹¹⁾。

(1) Garth Jones, *History of the Law of Charity 1532-1827*, p. 73.

(2) G. Jones, *op. cit.*, p. 74.

(3) G. Jones, *op. cit.*, p. 74.

- (4) 本稿98頁。
- (5) F. W. Maitland, *Equity — A Course of Lectures —*, (1936), p. 23.
ちなみに、信託制度の起源に関しては、わが国においても、昔から論争されたところであるが、英国固有説を採る者が大勢である。青木徹二・信託法論附録5頁、高柳賢三「英米信託原理」法学協会雑誌40巻5号723頁以下、同6号915頁以下、三淵忠彦・信託法通釈1頁、四宮和夫・信託の研究63頁、海原文雄「信託」英米法講義278—9頁。
- (6) G. Jones, *op. cit.*, p. 73-4; Sheridan and Delany, *The Cy-Près Doctrine*, pp. 7—8; Gray, *The History and Development in England of the Cy-Près Principle in Charities*, 33 *Boston Univ. Law Review*, (1953), p. 34.
- (7) C. 33/68/73 (1584).
- (8) 田中實「イギリスの公益信託(6)」公益法人6巻5号17頁。
- (9) G. Jones, *op. cit.*, pp. 138—9; Gray, *op. cit.*, p. 41.
- (10) *Tudor on Charities*, 4th. ed., (1906), Ch. IV, S. 1 (c); Tyssen, *Law of Charitable Bequest*, 2nd. ed., (1888), p. 184; *Honbury's Equity*, 6th. ed., (1952), p. 242; Keeton, *Law of Trusts*, 6th. ed., (1954), p. 166.
- (11) J. C. Hall, *Recent Developments in the Cy-Près Doctrine*, *The Cambridge Law Journal*, (1957), vol. 15, p. 88.

2 Cy-près 原則の基本的構造

はじめに、その定義から明らかにすると、Cy-Près 原則とは、遺言者が「一般的な公益上の意図」を明示しているかぎり、信託設定当初に表示した目的を執行することが不可能、不適切、もしくは、違法であっても、その信託関係を無効としないで、遺言者の指示した信託目的に類似する他の公益目的を実現するために、当該遺贈財産を充用し得る、というものである。換言すると、遺言者の意図を文字通りに実行することが不可能、不適切、もしくは、違法となった場合、遺言者が表示した信託設定当初の意図にできるかぎり近く、当該財産を充用し得る⁽¹⁾、という原則である。

ところで、従前、Cy-Près という用語が絶対的な意味における near this あるいは、as this を意味するのか、それとも相対的な意味における as near as possible を意味するのか、について、論争されたことがある。学説・判例ともに、as near as possible の意味に解されていたといわれる時代においても、near this あるいは、as this の意味に解されていた⁽²⁾、と思われる若干のケースをみることができる⁽³⁾。たとえば、「貧困者の救済」を目的とした信託において、受託者は、貧困者救済の一貫として、上水道を供給する目的で配管設備工事をなし、その工事費の支払に、当該遺贈基金を充用したケースである。当該事件において、裁判所は、「上水道の配管設備工事費の支払に当該基金を充用したことは誤用である⁽⁴⁾」、と判決したのである。右のケースは、Cy-Près という用語が as this あるいは、near this の意味に解されたことを示す典型的な判決例であろう。しかし、Cy-Près という用語は、現今、判例・学説ともに、法律上の概念として、as near as possible の意味に用いられているのである⁽⁵⁾。

つぎに、Cy-Près という用語の語源に関しては、従前、後期のアングロ・ノルマン語⁽⁶⁾の `Si-Près` から、`Cy-Près` に転化したものである、と一般にいわれてきた。しかし、現今、英国の数多くの信託法学者達は、従前のアングロ・ノルマン語説に疑問を呈する者がおおく⁽⁷⁾、フランス語説を主張する者が大勢であり⁽⁸⁾、定説の感がある。ちなみに、Cy-Près という語源がアングロ・ノルマン語か、あるいは、フランス語かという問題について、英国の言語学者の間でも、フランス語説を採るものが大勢である⁽⁹⁾。

さらに、Cy-Près 原則の法律上の性質に関して、この原則は、遺言者が表示した最終の意思は尊重されなければならない、といういわば基本的な法則に対する補助的な法則としての性質を有するものである⁽¹⁰⁾。換言すれば、Cy-Près 原則は、遺言文言を拡張ないし寛大に解釈する法則であり、遺言文言の不明瞭または不確定なる内容を治癒する法則である⁽¹¹⁾。英法における「遺言の解釈」に関する基本的な法則は、遺言の解釈にあたり、遺言書の文言外の証拠によって、すなわち、遺言文言に付加または変更を加え解釈することができないので

ある⁽¹²⁾。この厳格なる「遺言の解釈」に関する基本的な法則は、遺言による公益を目的とした信託においてはなじまない法則であることはいうまでもない。というのは、遺言による公益を目的とした信託においては、遺言者が表示した最終の意思に基づいて、一定の財産が Charity に対して付与されたものである、という事実を重要視しなければならないからである。公益信託とくに遺言による公益を目的とした信託において、かりに基本的な法則である厳格なる遺言解釈の原則によってのみ解釈されるならば、このほとんどの公益信託がいわゆる復帰信託になってしまうであろう⁽¹³⁾。そのために、遺言者の意思が不明なるときには、遺言文言に付加または変更を加え解釈しなければならないのである。そうすることによって、遺贈財産から生じる利益の恩恵を、可及的に一般社会に付与することができるのである⁽¹⁴⁾。

右のような法律上の性質を有する Cy-Près 原則は、わが国では類似目的移付の原則⁽¹⁵⁾、可及的近似の原則⁽¹⁶⁾、近似解釈の原則⁽¹⁷⁾、近似目的の原則⁽¹⁸⁾、近似の原則⁽¹⁹⁾、あるいは、類似の原則等⁽²⁰⁾に翻訳されてきた。しかし、前にも触れたように、Cy-Près という用語法は英法上、as near as possible を意味し、その法律上の性質は遺言文言を拡張ないし寛大に解釈する法則であり、遺言文言の不確実・不明瞭なる内容を治癒する法則であるところからして、可及的近似解釈の原則という訳語がもっとも適切であるように思われる。

- (1) 斎藤寿郎「英法に於ける公信託 (Public Trust) に付いて (下・完)」法学研究13巻2号363頁。
- (2) Sheridan and Delany, *The Cy-Près Doctrine*, (1959), p. 6.
- (3) 本稿において引用した裁判例のほか、G. Jones (*History of the Law of Charity 1532—1827*, p. 72) が、若干の裁判例をとりあげ紹介している。
- (4) *Case of Wivelescom in Somersetshire*, (1629), *Duke.*, p. 94.
- (5) Sheridan and Delany, *op. cit.*, p. 6.
- (6) 海原文雄教授は、ノルマン・フレンチ語をあげられる (人種差別公益信託の新解釈 法政研究第39巻第2—4号合併号243頁)。
- (7) フランス語説の根拠については、拙稿「英法における Cy-Près Doctrine (所

謂可及的近似解釈の原則) について」信託104号105頁を参照されたい。

- (8) Sheridan and Delany, op. cit., p.5; L. B. Curzon, Equity, p.163; Tudor on Charities, 5th. ed., p.146; Earl Jowitt, The Dictionary of English Law, (1959), p.560; Bouvier's Law Dictionary and Concise Encyclopedia, vol.1, (1914) p,p.754—6; Words and Phrases, vol. 10, A. p.569; 昭和50年1月20日国際シンポジウム「欧米のフィランソピーにおける公益信託の役割」における講師 P. E. Rood 氏の答弁。
- (9) The Concise Dictionary, (1964), (Oxford), p.304; A. H. Smith, Oohams Dictionary of the English Language Illustrated, (1946), p.320; Encyclopedia American, vol. 8, p.348.
- (10) Tudor on Charities, 6th. ed., p.243.
- (11) G. Jones, op. cit., p.5.
- (12) 伊藤正己編「英米法概論(1)」(新法律学演習講座)152頁。
- (13) 拙稿「前掲論文」信託104号88頁参照。
- (14) 同趣旨, 斎藤寿郎「前掲論文」法学研究13巻2号125頁。
- (15) 青木徹二・信託法論226頁。
- (16) 高柳賢三・末延三次編・英米法辞典118頁, 四宮和夫・信託法(法律学全集第33巻)12頁, 169頁, 海原文雄「英法における公益信託概念の定立」金沢大学法経論集第10号50頁。
- (17) 斎藤寿郎「前掲論文」法学研究13巻2号362頁。
- (18) 大阪谷公雄「Charities Act, 1960」比較法研究23号148頁。
- (19) 林寿二・公益法人の研究309頁。
- (20) 入江真太郎・信託法(新法学全集第14巻)75頁。

3 「一般的な公益上の意図」の原則

Cy-Près 原則を適用するにあたり, その絶対的要件として, 判例⁽¹⁾・多数説は, とともに, 遺言者が「一般的な公益上の意図」を明示していなければならぬ⁽²⁾, としている。すなわち, 遺言者が「一般的な公益上の意図」を明示して

いない場合には、Cy-Près 原則を適用することができない⁽³⁾、というのである。これを「一般的な公益上の意図」の原則という⁽⁴⁾。当該原則の適用が問題となるのは、後にも触れるように、遺言者が指示した意図（信託目的）を、原始的にすなわち信託設定当初に実行することが不可能、不適切、違法となりたる場合に限られるのである⁽⁵⁾。

当該原則は、18世紀末期の衡平法裁判所の裁判官によって⁽⁶⁾、事実上、その現代的形態に確立された⁽⁷⁾、といわれている。「一般的な公益上の意図」の原則が確立されるまでは、信託および公益上の遺贈に関する裁判管轄権を専属掌握していた衡平法裁判所裁判官達は、遺言者が「一般的な公益上の意図」を明示しているか否かについて何ら問題とすることなしに、無意識的かつ無差別的に、Cy-Près 原則を適用してきたのである。しかしながら、18世紀末期の衡平法裁判所裁判官達は、公益信託とくに公益を目的とした信託において、Cy-Près 原則を適用した結果として生じる相続人の有する権利すなわちいわゆる遺産分配請求権などの侵害を、相続人達が嫌悪している、と考えはじめたのである。それゆえ当時の裁判官は、一方で「一般的な公益上の意図」の原則を確立し、他方で「特定の公益上の意図」の原則(Principle of Particular Charitable Intention)をも確立し、「一般的な公益上の意図」の明示をもって付与された遺贈財産と、「特定の公益上の意図」の明示をもって付与された遺贈財産とを、厳格に区別したのである。そして、当該原則の現代的発展によって、Cy-Près 原則は、その適用に関する大原則として、「一般的な公益上の意図」をもって付与された遺贈財産についてのみ適用し得る、ということになったのである⁽⁸⁾。このようにして、18世紀の末期衡平法裁判所裁判官達は、遺言による公益を目的とした信託において、「一般的な公益上の意図」は「特定の公益上の意図」に優先する⁽⁹⁾、という衡平法上の原則を確立したのである。したがって、衡平法裁判所裁判官達は、事実上、公益信託とくに遺言による公益を目的とした信託において、当該財産に Cy-Près 原則を適用し得るか否かを決定するに際し、遺言者が「一般的な公益上の意図」を明示しているか否かを審理してきたのである。しかし、遺言文言中には、「一般的な公益上の意図」として、格別明確

に記述されないのが通例である⁽¹⁰⁾。裁判例において、「一般的な公益上の意図」として明確に示されているとされた事件は、若干の例を除いて、⁽¹¹⁾ほとんどみられない。それゆえ、「一般的な公益上の意図」を見出す基準としては、遺言者が指示した意図から推測して、実行不可能になりたる信託目的の内容が特異であればある程、「一般的な公益上の意図」は存在しないという推論が強く作用することになる⁽¹²⁾、と思われる。換言すれば、「一般的な公益上の意図」というのは、「抽象的な意図」を意味し、「特定の公益上の意図」というのは、「具体的な意図を意味する、ということになるであろう。たとえば、〇〇市においてのみ教会を建立するというのは、〇〇市内の土地が入手できず、その結果として教会の建立が不可能となった場合、「特定の公益上の意図」のみを明示している⁽¹³⁾、と解されるのである。

前にも触れたように、裁判所は、学説上有力なる反対意見が主張されているにもかかわらず、「一般的な公益上の意図」の原則を、遺言の解釈基準として、断固採用しているのである⁽¹⁴⁾。かかる Cy-Près 原則の適用の制限は、恐らく、遺言者が表示した最終の意思は遵守されなければならない、かつまた、無視してはならない、という原則から生じたのであろう⁽¹⁵⁾。しかし、遺言文言中に特に「一般的な公益上の意図」として明記されないのが通例であるから、Cy-Près 原則の適用にあたり、「一般的な公益上の意図」を絶対的要件とすることは、海原文雄教授が強調されているように⁽¹⁶⁾、まさに裁判所による排他的ないし恣意的特権的行為と批判されても仕方のないことである。海原教授の指摘される批判は、核心をついているといえよう。

- (1) たとえば, Attorney-General v. Green, (1789), 2 Bro. C. C. 492; Attorney-General v. Boulton, (1796), 3 Ves. 220; Attorney-General v. Bowyer, (1798), 3 Ves.; Attorney-General v. Hicks, (1810), 3 Bro. C. C. 166 n; Ironmongers' Co., v. Attorney-General, (1844), 10 Cl. & F. 908; Reeve v. Attorney-General, (1843), 3 Hare 191; Biscoe v. Jackson, (1887), 35 Ch. D. 460; Re Reed, (1893), 10 T. L. R. 87; Re Cunningham, (1914), 1 Ch. 427; Re Robinson, (1923), 2 Ch. 322; Re Edwin-

- Riley Charities, (1030), 70 L. J. 409; Re Dominion Students' Hall Trust, (1947), Ch. 183; Re Hillier's, (1954), 1 W. L. R. 700 等, 無数にある。
- (2) Sheridan and Delany, The Cy-Près Doctrine, pp. 33, 74, 94; Keeton and Sheridan, The Modern Law of Charities, 2nd ed., p. 136; J. C. Hall, Recent Developments in the Cy-Près Doctrine, The Cambridge Law Journal, (1957), vol. 15, p. 88.
- (3) しかし, 若干の例外がある (Sheridan Delany, op. cit., p. 78). 事件の概要については, 拙稿「英法における Cy-Près Doctrine (所謂可及的近似解釈の原則) について」 「信託」104号 115—6頁参照。
- (4) Maurice and Parker, Tudor on Charities, ded., p. 238.
- (5) 本稿・103・104頁。
- (6) 本稿・96頁。
- (7) G. Jones, History of the Law of Charities, p. 144; Tudor on Charities, op. cit., pp. 238, 240.
- (8) Tudor on Charities, op. cit., p. 239.
- (9) Sheridan and Delany, op. cit., p. 15.
- (10) Sheridan and Delany, op. cit., p. 35. ちなみに, 海原文雄教授は, 一般的公益意図は, 「何も遺言文言の中でそのまま明記される必要は決してない。」と主張される (「人種差別公益信託の新解釈」法政研究第39巻第2—4合併号 247頁)。
- (11) Exp. Transvaal Vounteers' Sustentation Funds Trustees of a South African, (1914), W. L. D. R. p. 105; Re Cunningham, (1914), 1 Ch. 429.
- (12) Sheridan and Delany, op. cit., p. 34.
- (13) 斎藤寿郎「英法における公信託 (Public Trust) に付いて」(下) 法学研究第13巻2号124頁。
- (14) 本稿・96頁。
- (15) G. W. Keeton, Social Change in the Law of Trusts, (1958), p. 100; G. W. Keeton, Modern Development in the Law of Trusts, (1971) p. 303.
- (16) 海原「前掲論文」268頁。

4 信託目的の実行不可能性

公益信託とくに遺言による公益を目的とした信託においては、Cy-Près 原則の適用に関する第二の要件として、いわゆる信託目的の実行不可能性が問題となる。信託目的の実行不可能性に関して、Cy-Près 原則の適用が問題となる状況には、つぎのような二つの相異なる態様がある。すなわち、信託目的の実行不可能となりたる状態が、信託設定当初すなわち遺言の効力発生時に生じるいわゆる原始的実行不可能性と、信託設定後すなわち遺言の効力発生後に生じるいわゆる後発的実行不可能性とに区分し得るのである⁽¹⁾。原始的実行不可能性と後発的実行不可能性との区別の基準について、ある目的が原始的に実行不可能であるか否かは、遺贈金が受託者であるいわゆる遺言執行人の占有に付された時あるいは受益者の占有に付された時ではなくて、遺言者の死亡すなわち遺言の効力発生時を基点として、決定されなければならない。換言すれば、かりにその目的が遺言者の死亡時に実行することが可能であっても、その後、後発的に実行することが不可能になったならば、たとえ遺贈金の分配がなされる前でも、かかる場合には、原始的実行不可能性の問題ではなくて、後発的実行不可能性の問題である⁽²⁾。Cy-Près 原則の適用にあたっては、「一般的な公益上の意図」の原則との関係において、原始的実行不可能性と後発的実行不可能とは区別して考察しなければならない。なぜなら、後発的実行不可能性においては、その性質上、「一般的な公益上の意図」の原則はまったく問題にならないからである⁽³⁾。

まずはじめに、原始的実行不可能性とは、遺言者の明示した具体的意図(いわゆる信託目的)が遺言の効力発生時すなわち原始的に実行不可能となり、原始的に法的効果を発生させることのできないことである⁽⁴⁾。たとえば、住所・氏名の明らかな信託設定者または追跡可能なる寄贈者が一定の公益目的を実現するために拠出した財産について、当該財産が「特定目的」(Particular Purpose)をもって付与された場合、もしくは、遺言者の指示した公益目的を実行することが信託設定当初から不可能である場合、信託目的に対する原始的実行不可能

性の問題として処理される⁽⁵⁾。これに対して、一定財産が意図的にまったく存在しない公益的施設または団体 (charitable institution) に対して付与された場合には、たとえかかる公益を目的とした施設または団体が存在しなくとも、原始的実行不可能性の問題ではない⁽⁶⁾。なぜなら、かかる場合には、遺言者は「公益的施設または団体」が不存在であることをはじめから認識していたのであるから、信託目的を実行することが原始的に可能かあるいは不可能かということは、そもそも問題とならないからである。したがって、遺言者は「一般的な公益上の意図」を明示していると自動的に推定され、当然に Cy-Près 原則を適用し得るのである。

ところで、原始的実行不可能性に関する数多くの判決例は⁽⁷⁾、原始的に法的効果を発生させることのできない「遺贈基金」が存在する場合、遺言者が「一般的な公益上の意図」を明示しているかぎり、当該遺贈基金に Cy-Près 原則を適用し得る、という法則を確立してきた⁽⁸⁾。換言すれば、かかる場合、遺言者が「一般的な公益上の意図」を明示していないならば、当該遺贈基金に Cy-Près 原則を適用し得ないのである⁽⁹⁾。かかる場合、当該遺贈財産は、遺言者の相続人に復帰するのである。原始的実行不可能性に関して、「一般的な公益上の意図」が明示されていないとされたリーディング・ケースは、1786年の *Attorney-General v. Bishop of Oxford* 事件である⁽¹⁰⁾。当該事件が原始的実行不可能性の問題として判例上に明らかにされて以来、原始的実行不可能性に関するその後のケースにおいて、遺言者が「一般的な公益上の意図」を明示していない場合、遺贈基金は相続人のために、いわゆる復帰信託となる、という一連の判決を導き出す契機となったのである⁽¹¹⁾。

このように「一般的な公益上の意図」の存否が Cy-Près 原則の適用の可否の基準にされたのであるが、原始的実行不可能性に関して、遺言者が「一般的な公益上の意図」を明示しているか否かに全く関係なしに、いわゆる信託目的が当時の社会政策に反するという理由で、無効にされた一連のケースがある⁽¹²⁾。

それは、いわゆる迷信的ユース (Superstitious uses) といわれるものである。迷信的ユースは、英国国教会 (Church of England) 以外の教会たとえば一定

の財産がローマ・カソリック教義の普及、あるいは、非国教派の学校を維持するために付与された場合、違法なる公益目的として、判例上無効とされたのである⁽¹³⁾。

つぎに、後発的実行不可能性とは、遺言者の明示した具体的意図（いわゆる信託目的）が遺言の効力発生後すなわち後発的に実行不可能となり、後発的に法的効果を生ずることができないことである⁽¹⁴⁾。すなわち、遺言者の死亡により有効に設立された公益信託であっても、当該信託の効力発生後、継続的に、いわゆる信託目的を実行することが、法律、信託条項（遺言文言）の作用により、あるいは、その他の社会経済の状態の変化等によって、後発的に実行不可能となることである⁽¹⁵⁾。たとえば、遺言書作成当時受益者として現存・特定されていたいわゆる公益的施設または団体が、遺言の効力発生後、遺贈財産分配前に、消滅したり・不存在となってしまった場合には、いわゆる信託目的に対する後発的実行不可能性の問題として処理される⁽¹⁶⁾。換言すれば、避病院の建設および伝染病が原因で死亡した伝染病患者を埋葬するために一定の財産が寄付されたが、ペスト・コレラ等の伝染病は、遺言の効力発生後、ずっと以前から、終焉してしまっていた場合等である⁽¹⁷⁾。

後発的実行不可能性に関する数多くの判決例は⁽¹⁸⁾、後発的に法的効果を生ずさせることのできない「遺贈基金」が存在する場合、遺言者が「一般的な公益上の意図」を明示していなくても、その本来のいわゆる信託目的に対して「遺贈基金」が有効に寄贈されているかぎり、Cy-Près 原則を適用し得る、という法則を確立してきた⁽¹⁹⁾。すなわち、後発的実行不可能性に関しては、原始的実行不可能性において問題となるように、遺言者が「一般的な公益上の意図」を明示しているか否かを何ら審理することなしに、Cy-Près 原則を適用し得るのである⁽²⁰⁾。なぜなら、いったん有効に設立された公益信託は、その性質上、当該「信託目的」を実行することが後発的に不可能となっても、そのために、当該信託の内容・性質は変更させられるかも知れないが、当該信託自体までも無効にしてしまうことはないからである⁽²¹⁾。

(1) Keeton and Sheridan, *The Modern Law of Charities*, 2nd. ed., p.

145.

- (2) Sheridan and Delany, *The Cy-Près Doctrine*, p. 99.
- (3) 本稿・105頁。
- (4) 拙稿「英法における Cy-Près Doctrine (所謂可及的近似解釈の原則) について」「信託」104号112頁以下に若干の判決例を紹介している。
- (5) Maurice and Parker. *Tudor on Charities*, 6 ed., p. 249.
- (6) Sheridan and Delany, *op. cit.*, p. 78 脚注(2)。
- (7) *Attorney-General v. Andrew* (1798), 3 Ves. 633 (H. L.) ; *Attorney-General v. Bowyer* (1798). 3 Ves. 714 ; *Reeve v. Attorney-General* (1843), 3 Hare. 191 ; *Re Richardson's Will*, (1887), 58 L. T. 45 ; *Robinson* (1923). 2 Ch. 332 ; *Re Bradwell*. (1952) Ch. 575.
- (8) *Keeton and Sheridan. op. cit.*, p. 145 ; *Sheridan and Delany, op. cit.*, p. 74.
- (9) *Sheridan and Delany, op. cit.*, p. 77. n.
- (10) (1786). 1 Bro. C. C. 444 n.
- (11) *Maurice and Parker, op. cit.*, p. 239.
- (12) たとえば *Attorney-General v. Combe*, (1679), 2 Chan. Cas. 18 ; *Attorney-General v. Guise* (1692) 2 Vern. 266 ; *R. v. Lady Portington* (1692) 1 Salk. 162 ; *Da Costa v. Da Pas*, (1754), Amb. 228 ; 2 Swans. 487 n ; *Attorney-General v. Lady Downing*, (1767), Wilm. 1 ; *Isaac v. Gompertz* (c. 1786) Amb. 228n ; *Attorney-General v. Todd* (1837) 1 Keen. 803 ; *Jones's Case*, (1690), (1893), 2 Ch. 49n (H. L.) ; *Attorney-General v. Green* (1789), 2 Bro. C. C., 492 ; *De Garcin v. LawSon* (1789) 4 Ves. 433 n ; *De Thammines v. De Bonneval* (1828) 5 Russ. 288.
- (13) 迷信的ユースとして無効とされたケースの概要について、拙稿「前掲論文」97・116頁を参照されたい。
- (14) G. Jones, *History of the Law of Charity 1532—1827*, p. 138.
- (15) *Keeton and Sheridan, op. cit.*, p. 155.
- (16) たとえば, *Wilson v. Barnes* (1886), 38 Ch. D. 507 ; *Re Slevin*, (1891), 2 Ch. 236 ; *Re Tacon* (1958) Ch. 447, 453—4.
- (17) *Attorney-General v. Earl of Craven* (1856), 21 Beav. 392.

- (18) Attorney-General v. Glynn (1841) 12 Sim. 84; Attorney-General v. Earl of Craven (1856) 21 Beav. 392; Attorney-General v. Buohby (1857) 24 Beav. 299; Spiller v. Maude (1881) 32 Ch. D. 158 n; Rodwell v. Attorney-General, (1886) 2 T. L. 712; Attorney-General v. Edalji (1907) 97 L. T. 292; Re Geikie (1911) 27 T. L. R. 484; Re Peel's Release (1921) 2 Ch. 218; Colonial Bishoprics Fund 1841 (1935) Ch. 148; Re British School of Egyptian Archaeology (1954) 1 W. L. R. 546; Re Tacon (1958) Ch. 447 (C. A.).
- (19) R. H. Maudsley and E. H. Burn. Trusts and Trustees p. 377; Sheridan and Delany, op. cit, pp. 96—9.
- (20) Maurice and Parker, Todor on Charities 6 ed. p. 273; Keeton and Sheridan, op. cit., p. 155; Re Wokingham Fire Brigade Trusts (1951) Ch. 373; 1 ALL E. R. 454.
- (21) National Anti-Vivisection Society v. Inland Revenue Commissioners. (1948) A. C. 31 H. L. ; (1947) 2 ALL E. R. 217; Re Faraker (1912) 2 Ch. 488; Re Hutchinson's Will Trusts, (1953) 1 ALL E. R. 996.

5 余剰公益基金に対する「Cy-Près 原則」の適用

公益信託とくに遺言による公益を目的とした信託において、一定の公益目的を実現した後、公益基金 (Charity Funds) について余剰金 (Surplus) が生じた場合、これを如何に処理すべきかということが問題となる。余剰公益基金は、信託の設定に際し遺言者が指示した一定の公益目的を実現せしめるために寄贈したいわゆる遺贈基金について、遺言執行人である受託者が当該目的を実現した後、なお残存する公益基金の一部である⁽¹⁾。当該余剰公益基金は、たとえば、つぎのような場合に生じる。すなわち、遺言者がある教会のステンドグラス・ウィンドウの取付けのために、1,000 ポンドの金銭を遺贈したところ、当該ウィンドウの取付費用が 800 ポンドで足りた場合のように、信託設定当初すなわち遺言の効力発生時から、上記目的を実現するのに必要以上に超過した多額の金銭が寄贈されている場合⁽²⁾、あるいは、遺言者がある特定財産を一定の公益目

的を実現するために農地を寄贈したところ、時の経過にしたがって、その後、駅に近くなり、ビルディングの建設用地となり、そのために増加された価値すなわち余剰収益金 Charity が消費し得ない程度に高騰した場合のように、信託設定後すなわち遺言の効力発生後に、増加収入となる場合⁽³⁾等である。前者は資本（元本）余剰公益基金（capital surplus）の例であり、後者は収益余剰公益基金（income surplus）の例である。公益信託に関し、当該余剰公益基金を如何に処理すべきかについては、Cy-Près 原則の適用との関係において、遺言者の意図の内容が重要な意味をもつこととなる⁽⁴⁾。

しかしながら、余剰公益基金に関するきわめて多くの裁判例は⁽⁵⁾、遺言者が「一般的な公益上の意図」を明示しているか否かに全く関係なしに、つねに Cy-Près 原則が適用されなければならない、としている。余剰公益基金について、裁判所は、後発的実行不可能性の問題として処理しているのである。これに対して、若干の裁判例においては⁽⁶⁾、Cy-Près 原則の適用に関する絶対的要件として、「一般的な公益上の意図」が明示されていなければならない、としている。かかる場合、余剰公益基金について、裁判所は、原始的実行不可能性の問題として処理しているのである。しかし、「一般的な公益上の意図」の要件は、原始的実行不可能性のケースとは相異して、大きく緩和されている。たとえば、Cy-Près 原則の適用要件として、若干の裁判例は⁽⁷⁾、「一般的な公益上の意図」が明示されていることを絶対的に必要としながらも、「当該 Charity に対して公益基金を完全に付与する」という意図は「一般的な公益上の意図」の変形である、と述べている。また若干の裁判例⁽⁸⁾においては、公的懇請⁽⁹⁾（Public Appeals）に基づいて調達された公益基金に余剰金が生じたケースであるが、「一般的な公益上の意図」が明示されていることを絶対的に必要としながらも、「すべての権利を放棄する」という意図を有していれば十分である、と述べている。

(1) Sheridan and Delany, *The Cy-Près Doctrine*, pp. 115. 127.

(2) *Re King, Kerr v. Bradley*, (1923), 1 Ch. 243; 92 L. J. Ch. 292; 128 L. T. 790.

- (3) Sheridan and Delany, *op. cit.*, p. 127.
- (4) Keeton and Sheridan, *The Modern Law of Charities*, 2nd. ed., p. 159.
- (5) Arnold v. Attorney-General, (1698) Show. P. C. 22 (H. L.); Attorney-General v. Mayor of City of London (1790) 3 Bro. C. C. 171; Bishop of Hereford v. Adams (1802) 7 Ves 324; Exp. Jortin (1802) 7 Ves. 340; Attorney-General v. Wansay (1808) 15 Ves. 231; Attorney-General v. Dixie (1833) 2 My. & K. 342; Attorney-General v. Earl of Romney (1848), 11 L. T. (O. S.) 431; Re Ashton's Charity (1859) 27 Beav. 115; Re Campden Charities, (1881), 18 Ch. D. 310 (C. A.); Pease v. Pattinson (1886) 32 Ch. D. 154; Wilson v. Barnes (1886) 38 Ch. D. 507 (C. A.); Re Hartley Colliery Accident Relief Fund (1908) 102 L. T. 165 n; Re King (1923) 1 Ch. 234; Re Robertson (1930) 2 Ch. 71; Re Raine (1956) Ch. 417.
- (6) Re Stanford (1924) 1 Ch. 73; Re Monk, (1927), 2 Ch. 197; Re North Devon and West Somerset Relief Fund Trusts, (1953), 1 W. L. R. 1260.
- (7) Re Welsh Hospital (Netley) Fund, (1921), 1 Ch. 655; Re North Devon and West Somerset Relief Fund Trusts (1952) 1 W. L. R. 1260.
- (8) Re Welsh Hospital (Netley) Fund, (1921), 1 Ch. 655; Re Wokingham Fire Brigade Trusts, (1951), Ch. 373; (1951) 1 ALL E. R. 454.
- (9) 公的懇請とは、地震火災風水害等により被災をうけた者に対する救済義捐金、戦没者記念碑建設の基金、救貧事業（歳末助け合い運動）の基金等を、共同募金の形式で、一般大衆から調達することである。

結 語

英法上公益信託とくに遺言による公益を目的とした信託において、いわゆる Cy-Près 原則が如何にかかわっているかを概観したのであるが、わが信託法70条⁽¹⁾・73条⁽²⁾および民法72条2項⁽³⁾の規定は、解釈論上、遺言者が「一般的な公益上の意図」を明示しているか否かに関係なく、できるかぎり広く解釈すべきであろう。とくに、民法72条2項との関係では、現在、財政的規模の弱い財

英法における Cy-Près 原則について

財団法人が多く、中には基本財産の果実は人件費をまかなうのに精一杯という財団法人もあり、著しい例では基本財産が全く零に等しい財団法人の存在が取り沙汰されている。このように健全なる運営のなされていない財団法人に対しては、Cy-Près 原則の適用によって、類似目的を有する個々の財団法人を統合し、整理すべきである。そして、今後の問題として、立法論上、英国にみられるように、財団法人および公益信託の監督機関として、Charity Commission⁽⁴⁾（公益管理委員会）の制度を設けるべきであろう。

- (1) 信託法70条の解釈論については、拙稿「英法における Cy-Près Doctrine（所謂可及的近似解釈の原則）について」信託104号160頁を参照されたい。
- (2) 信託法73条の解釈論については、拙稿「前掲論文」121—132頁を参照されたい。
- (3) 民法72条2項の解釈論については、拙稿「前掲論文」132頁を参照されたい。
- (4) Charity Commission の組織および機能については、「公益信託制度研究資料」公益法人協会83頁以下を参照されたい。

附 記

本学会の研究発表後、質問時に、海原文雄教授から、Cy-Près という語はサイ・プレスと音読するのではないか、また、「Approximation」なる原則との関係はどうか、等の御質問を頂いた。ついで、田中實教授から、1960年にCharities Act が立法されるにあたり、「一般的な公益上の意図」の原則との関係において、Cy-Près 原則を広く適用すべきか否かについて議論されたようだが、そのいきさつはいかなる内容であるのか、との御質問を頂いた。すなわち、Cy-Près 原則の適用が濫用されると、遺言者の意図した目的とは相異なる方法で遺贈財産が適用される恐れがあり、そうなれば、公益信託の設定者が減少するのではないか、ということである。上記の御質問は、将来の貴重なる研究課題としたい。

貴重なる御質問・御教示を賜わり、海原・田中両先生に深く感謝申し上げる次第である。

（昭和53年1月20日）

（法政大学法学部講師）

